

# 宇佐市森林整備計画変更計画書

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日  
至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日

変更始期 令和 7 年 4 月 1 日

大分県 宇佐市



# 目 次

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	3

## II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	4
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3 その他必要な事項	5
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	9
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5 その他必要な事項	9
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2 保育の種類種別の標準的な方法	11
3 その他必要な事項	11
第4 早生樹に関する事項	12
第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	12
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	15
3 その他必要な事項	17
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	18
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	18
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	18
第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	18
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18

3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	19
第8	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	19
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	20
第9	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	22
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	22
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	23

### III 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	23
2	その他必要な事項	24
第2	森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除又は予防の方法等	24
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	24
3	林野火災の予防の方法	25
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	25
5	その他必要な事項	25

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	26
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	27

### V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	27
2	住民参加による森林の整備に関する事項	28
3	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	29
4	その他の必要な事項	29

## 付属資料

### 1 宇佐市森林整備計画概要図

別紙1 ゾーニング図

別紙2 路網整備予定図

別紙3 鳥獣害防止森林区域 位置図

### 2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

(2) 土地利用

(3) 森林転用面積

(4) 森林資源の現況

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

(6) 市町村における林業の位置付け

(7) 林業関係の就業状況

(8) 林業機械等設置状況

(9) 林産物の生産概況

(10) 間伐立木材積その他の伐採立木材積と間伐面積

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

宇佐市は、大分県北部に位置し、北に瀬戸内海に、南は玖珠町・由布市に、西は中津市に、東は豊後高田市・杵築市・日出町・別府市に隣接している。

本市は、北部は広大な宇佐平野及び標高 40～200mの台地で、中部は標高 500～600m級の山々、標高 90～120mの盆地と続き、南部は九州の屋根九重山系に通じる標高 1,000m級の森林地帯で形成されている。緑豊かな森林地域を源にした多くの支流や駅館川を中心とする河川の水源をなしている。

また、平成 25 年 5 月に「世界農業遺産（G I A H S）国際会議」において、本市を含む県北東部の 4 市 1 町 1 村が「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」として「世界農業遺産」に認定された。

本市の森林面積は 26,340ha、うち民有林は 23,817ha となっている。民有林の内訳は、人工林面積が 10,216ha、蓄積が 5,523 千 $m^3$ で、ha 当たり 541  $m^3$ となっている。また、スギ、ヒノキの齢級ごとの面積を見ると 3～7 齢級が 1,061ha で 10%、8～12 齢級が 4,580ha で 45%、13 齢級以上が 3,566ha で 35%を占めており、今後間伐を適正に実施していくとともに、花粉症対策の面からも主伐後の再生林の推進、広葉樹林化等の検討をすることが必要である。

### 2 森林整備の基本方針

大分北部地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等を配慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

森林の資源の状況、並びに本市の特性、森林に対する自然的条件、及び社会的要請を総合的に考慮しながら、それぞれの森林が発揮を期待される機能ごとに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全及び管理により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

##### ① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

##### ② 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### ④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

- ⑤ 文化機能  
史跡・名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
- ⑥ 生物多様性保全機能  
原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
- ⑦ 木材等生産機能  
林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくため、森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次表のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	対象とすべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、勇水地及び溪流等の周辺に存する森林や水源涵養機能の評価区分が高い森林	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林	災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 また、尾根部や急傾斜地において、風倒木や林地崩壊等の自然災害の発生の危険性が高い森林については、間伐等による針広混交林化や広葉樹林化を進めるなど、天然力も活用した施業を推進する。 特に河川沿いの河岸侵食等により流木の発生の危険性が高い森林について、流木被害を軽減するため、適正な管理が行われていないスギ、ヒノキ等の針葉樹林については、根系が発達した広葉樹林への林種転換を進めることで災害に強い森林づくりを推進する。その際、河川管理の関係機関との連携を図る。 ただし、河川沿いに生育する針葉樹人工林であっても十分な樹冠長を有する森林や根系が発達している森林等についてはこれを保全する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するととも

		に、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	市民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山林等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林	潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の発揮を重視する森林	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本とする。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

水源の涵養、国土の保全機能は、主として流域を単位として発揮されていることから、森林施業の共同化、林業・作業道の開設計画、木材の流通・加工等について、流域に関係する県、市、森林管理署、森林組合、木材共同組合、素材生産・造林事業者、木材加工・流通事業者を構成員とする大分県北部流域林業活性化協議会を通じて、森林施業の共同化や林道・作業道の整備、林業・林産業の担い手の育成、機械化林業の推進、森林の整備に関する施設等木材生産・流通・加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

## II 森林の整備の方法に関する事項

### 第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

大分北部地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要な樹種ごとに、平均生長量が最大になる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	35年	40年	35年	40年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

##### （1）皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のもの。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積が20haを超えない規模とし、適切な伐採区域の形状及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

特に、林地の保全、土石流や落石の防止、各種気象災害の防止及び景観等風致の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合は、概ね幅20m以上の保護樹林帯等を設けること。

なお、1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。

また、連続しない伐採跡地があっても相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地の距離をいう。）が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっている場合は、1箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が20m未満であり、かつ、その部分の長さが20mにわたっているときは、当該伐採跡地を1箇所とみなさない。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあっては、指定施業要件として定められた1箇所当たりの伐採面積を超えない規模であること。

##### （2）択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって単木・帯状又は郡状を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うこ

と。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合に当たっては40%以下）であること。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によること。

(3) 立木の伐採（主伐）に当たっては、以下のアからキまでに留意すること。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については保残等に努めること。

イ 高性能林業機械を用いた伐採を行う場合には、伐木・造材・運材作業に伴う林地の荒廃を招かないよう配慮すること。

なお、やむを得ず林地荒廃が発生した場合は速やかに土砂の流出防止等の措置を講じるとともに、人工植栽などにより森林の早期回復を図ること。

路網開設が困難で崩壊の恐れのある急傾斜地等においては、タワーヤーダ等架線系集材機の活用も検討すること。

ウ 伐木・造材作業で生じた枝条や根株等の林地残材が落下・流出しないよう必要な措置を講じること。

エ 伐採の時期については、標準伐期齢以上を目安とし、森林の公益的機能の維持増進や地域の森林の構成等に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用や生産目標に応じた林齢で伐採すること。

オ 伐採跡地において人工造林を行う場合は、既往の植栽樹種等を勘案し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を速やかに植栽すること。

特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ること。

カ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。

特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮して伐採すること。なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮すること。

キ その他立木の伐採方法及び集材については、大分北部地域森林計画で定める「林産物の搬出に関する事項（5）林産物の搬出方法」に適合したものとすること。

### 3 その他必要な事項

(1) 尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入を促進することにより、針広混交林へ誘導していくこと。

(2) しいたけ原木の伐採後に天然更新を行う場合は、良質な原木の確保と萌芽の促進を考慮し、地域の気候条件等に応じて適期に伐採する。

(3) 広葉樹の伐採後に天然更新を行う場合は、萌芽等により更新を促進するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、概ね10月から3月の間に伐採する。

(4) 河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜35度以上）の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそ

れのある林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。

(5) 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

大分北部地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種又は品種の特性、施業技術の動向、木材の利用状況、地域における造林種苗の需給動向などを考慮し選定する。

また、品種の選定にあたっては、特定苗木など成長に優れた苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

なお、スギ、ヒノキ、クヌギ以外の造林樹種を選定しようとする場合は、適地の判定を綿密に行うとともに、周囲の自然環境に与える影響についても十分に考慮するとともに、大分県林業普及指導員又は、宇佐市林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

人工造林の対象樹種	備考
スギ・ヒノキ・マツ類・その他針葉樹・クヌギ・高木性広葉樹	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

大分北部地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

##### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、次表に定めるとおり1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽すること。その際、疎植造林(1,500本/ha程度)を検討すること。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽すること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、大分県林業普及指導員又は宇佐市林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	—	1,000～3,000	
ヒノキ	—	1,500～3,000	
マツ類・ その他針葉樹	—	1,000～3,000	
クヌギ	—	1,000～3,000	
高木性広葉樹	—	1,000～3,000	

### イ その他人工造林の方法

気象条件、自然条件、既往の造林方法等を勘案し、地ごしらえの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について次表のとおりとする。

#### その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように必要に応じて整理するとともに林地の保全に配慮すること。 また、高性能林業機械による主伐については、地ごしらえ・植栽を一体的に実施して作業の効率化に努める。
植付けの方法	土壌の性質、苗木の特性を勘案しながら、良質な苗木を選び丁寧に植える。 新植地での苗木は、乾燥して衰弱することがないように、風当たりの少ない日陰などで臨時に仮植する。 植え穴は、表面の腐植の多い土を掘り取って片方に寄せ、穴をよく耕し植え付けの深さを十分確保する。なお、植え付けは曇天無風の日又は降雨直前に行う。 特に、高性能林業機械による主伐については、植付けの省力化や活着率の高さ、植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も検討する。
植栽の時期	気候及び苗木の生理的条件に留意し、早春樹木が成長を始める前と晩秋の落葉期から結霜期までに植え付けるが、一般には春植えを行うこととする。 針葉樹については2月から3月、広葉樹については3月から4月にかけて植え付けを行う。 コンテナ苗は通年とする。なお、近年の異常気象による酷暑・厳冬時期は避けることが望ましい。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

大分北部地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など、人工造林による更新を図るもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新すること。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた期間内に更新すること。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこと。

別に定める「宇佐市天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ること。

なお、以下のような天然更新が期待できない森林等については、人工造林（植栽）により更新を図ること。

- ①種子を供給する母樹が存在しない森林
- ②天然樹種の育成が期待できない森林

③針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

(1) 天然更新の対象樹種

大分北部地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種を次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類・高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ・高木性広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

大分北部地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次表のとおりとする。

天然更新を行う際には、天然更新すべき期間内に、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させなければならない。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さについては、別に定める「宇佐市天然更新完了基準」によるものとする。

また、天然更新により森林の造成を図るものは、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み、芽かき等の天然更新補助作業を実施する。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
マツ類・クヌギ・コナラ・高木性の広葉樹	10,000本/ha

天然更新完了本数は、3,000本/ha以上とする。(期待成立本数×10分の3)

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新により森林の造成を図るものは、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み、芽かき等の天然更新補助作業を実施する。

天然更新補助作業の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積により、天然下種更新が阻害されている箇所ではかき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所など天然下種更新が不十分な場合に行う。
植込み	植え込み本数は、天然稚樹等の有無及びその配置状況等を勘案して決定する。
芽かき	クヌギ等の萌芽更新については、萌芽の優劣の差が出てきた2～5年目頃、1株あたり仕立て本数は2～3本を目安として萌芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

大分北部地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、別に定める「宇佐市天然更新完了基準」によって更新完了の可否を判断する。

天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図ること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

大分北部地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年を超えない期間内に更新すること。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

大分北部地域森林計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くこと。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

※森林の区域は、林班、小班等により特定できるようにし、森林計画図に表示する。

### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合  
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新すること。

### 5 その他必要な事項

(1) シカが生息する地域については、植栽木や天然更新木の食害を防止するため、必要に応

じて食害防止資材を設置するなどの措置を講ずること。

(2) 河川や溪流沿い、急傾斜の尾根谷部の更新に関する事項

河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜 35 度以上）の尾根谷部など林地崩壊等の発生のおそれのある林地の人工林については、自然植生の導入や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

大分北部地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔、間伐率等について、次表のとおりとする。

間伐時期については、樹冠疎密度が 10 分の 8 に達したときに初回間伐を実施し、その後、下記の表（間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法）を標準に生産目標等に応じて伐期に到達するまでに適時適切に実施する。

（間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法）

単位：年数

樹種	植栽本数 (本/ha)	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目
スギ	1,500	15～45	(46～70)		
	2,000	15～30	31～45	(46～70)	
	2,500	15～25	26～35	36～45	(46～70)
	3,000	15～25	26～35	36～45	(46～70)
ヒノキ	1,500	15～50	(51～80)		
	2,000	15～30	31～50	(51～80)	
	2,500	15～25	26～35	36～50	(51～80)
	3,000	15～25	26～35	36～50	(51～80)

注1：()は長伐期の場合として、必要に応じて実施するものとする。

注2：本表の間伐の回数と時期は標準であるため、施業方法等や成育状況に応じて実施するものとする。

① 選木

間伐は、林分の構成や林分の競合状況に応じ、林分密度管理図・相対幹距比等を参考とし、定量的、定性的に本数管理を行うこと。この際には、列状間伐の実施についても考慮する。

② 間伐率

地勢、気象及び林況から森林の健全な育成に配慮し、強度の疎開をさけて決定することとし、本数率で 10～40%（ただし材積率 35%以下）を目途とする。また、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うこと。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

③ 間伐の間隔

平均的な間伐の実施期間は、植栽本数に応じたものとして上記表（間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法）を標準とする。ただし、植栽本数 2,500 本/ha 以上の場合、スギの標準伐期齢以上は 17 年、ヒノキの標準伐期齢以上は 20 年とする。なお、間伐実

績のある林分で61年生以上の場合は、計画的間伐対象森林から除くことができる。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

大分北部地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

保育の作業種別の標準的な方法

樹種	保育の種類	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
スギ	下刈除伐	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	次によるものとする。	
ヒノキ	下刈除伐	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
クヌギ	下刈萌芽整理	△	○	○	○	△	△	△										

注) ○は通常的に行うもの。△は必要に応じて適時行うもの

① 下刈は、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。実施期間は、植栽後6～7年間を目安に植栽本数、局所気候、植生の繁茂状況に応じて年に1～2回程度行う。実施時期は6～8月頃を目途とする。

なお、作業の省力化及び保育費用の軽減を図るため、下刈の隔年実施や疎植地等においては、筋刈・坪刈の作業方法についても考慮すること。

② つる切りは、つる類の繁茂が著しい場所において適切な時期に実施する。なお、下刈・除伐との同時実施についても考慮すること。

③ 除伐は、下刈終了後、林冠がうっ閉（隣り合う樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになること）する前の森林において、目的樹種の成長を阻害している侵入樹種、生育不良木等の除去を行うもの。自然条件、林木相互の配置状況によって、方法・程度・実施時期を考慮すること。

なお、目的外樹種であってもその生長状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成すること。

## 3 その他必要な事項

### ア 長伐期化

林冠が発達した健全な人工林においては、公益的機能の維持や再造林費用の削減等の観点から長伐期化も検討すること。

### イ 過密林分の取扱い

木材生産に適する林地の人工林のうち、間伐の遅れた林分においては、風害などによる立木被害の防止及び林地の保全等を図りながら、徐々に適正な林分密度に誘導する。また、早めの間伐を繰り返すことで、林冠の発達した森林へ誘導すること。

なお、標準伐期齢以上の過密林分については、早期の主伐による更新を検討すること。

### ウ 木材の生産機能維持増進森林における間伐及び保育

木材の生産機能維持増進森林における間伐及び保育の実施にあたっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進すること。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に搬出間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な間伐を推進すること。

エ 育成複層林施業における受光伐

育成複層林施業においては、下層木の健全な育成に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象林の種類・形状・枝張りの状況等を考慮のうえ、下層の生育状況に応じて上層木の抜き伐りまたは、枝払いを行うこと。

オ 竹類の整備

竹類の侵入により植栽木の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこと。

## 第4 早生樹に関する事項

大分北部地域森林計画で定める早生樹に関する事項に基づき、早生樹の造林も検討する。

施業体系の参考事例として、コウヨウザンを掲載する。その他の樹種については、国及び県の研究報告書等を参考にする。

### 【コウヨウザン】

肥沃な谷部などスギの生育が可能な地域が適地である。

植栽箇所については、斜面上部より斜面中部・下部で生育は良好であり、尾根部は風害や乾燥に注意が必要となる。また、シカ及びノウサギによる被害が確認されているので獣害対策が必要である。

- (1) 植栽本数の基準 1,000～3,000本/ha
- (2) 標準伐期齢 15年
- (3) 標準的な施業方法

①植栽本数 1,500本/ha

②保育、間伐及びぼう芽整理の実施林齢 単位：年生

作業種	1	2	3	4	5	6～15	16～	備考
下刈り	○	○	○	△	△	△		
除伐						○		必要に応じて1回以上
ぼう芽整理	△	△	△	△	△			

※△は、現地状況により実施をするものとする。

※参考資料「早生樹を用いた短伐期林業の手引き（H27.4）」

※間伐は、必要に応じて実施することとする。

## 第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、大分北部地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要項の制定について」（昭和52年1月18日付け

52 林野計第 532 号林野庁長官通知) に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を考慮し設定する。

この際、区域内において機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業を定めるとともに、森林の区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・小林班により表示する。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を【別表 1】のとおりとする。

イ 施業の方法

樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の旺盛な成長を図るため、適切な保育・間伐等を促進することを基本とし、伐期の延長、伐採面積の規模の縮小や分散を図ること。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を次のとおりとし、森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を【別表 2】のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45年	50年	45年	50年	20年	25年

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(その他水源涵養機能維持増進以外の森林)

ア 区域の設定

次の①～④までに掲げる森林の区域を【別表 1】のとおりとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(略称「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能/土壌保全機能の評価区分が高い森林等について定める。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所または山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林、風倒木等の発生が懸念される尾根部や林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地で生育不良と判断できる森林等について定める。

なお、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林とは、例えば(ア)現に河岸浸食等により流木等が発生し、また、今後も気象災害により残存木の倒伏により流木の発

生の危険性が高い森林、(イ)過去の豪雨により浸水した森林、(ウ)過去の豪雨による河川の氾濫で浸水はしていないが、河川に面した急傾斜地で、林地崩壊等により流木の発生が懸念される森林等。

風倒木等の発生が懸念される尾根部の森林とは、例えば(ア)風倒木等の被害を受けた森林、(イ)岩石地等で表土が薄く根系の発達が期待できない森林、(ウ)樹冠長率が低く風倒木被害を受けやすい森林等。

林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地等の森林とは、例えば(ア)林地崩壊の発生した森林、(イ)岩石地等で表土が薄く、根系の発達が期待できない森林等、(ウ)急傾斜の尾根谷部(概ね傾斜35度以上)の森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(略称「快適環境形成機能維持増進森林」)

飛砂防備保安林、防風保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定める。

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(略称「保健文化機能維持増進森林」)

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が求められる森林等について定める。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を図るべき公益的機能に応じた施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢を次のとおりとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、アの①に掲げる森林のうち、河川沿いにおける流木の発生の危険性の高い森林の

伐採については、更新する広葉樹の育成空間や残存木の倒伏による流木化の危険性を考慮する等、現地の森林の状況に応じて判断する。

アの①から④までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限に従った森林施業、その他森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林の区域について森林施業の方法ごとに【別表2】のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	70年	80年	70年	80年	16年	30年

なお、択伐による複層林施業を推進すべき森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採
- ② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満である伐採

また、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

- ① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は40m未満の幅の帯状に選定してする伐採
- ② 樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が1ヘクタール未満である伐採

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定にあたっては、椎茸原木を含む林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる当該森林を【別表1】のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえ、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林とする。ただし、災害が発生するおそれのある森林は除く。

さらに、区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・林小班等により設定する。この際、区域内において1の機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表 1】

区 分	森林の区域（林班）	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ( )内は「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」との重複	10, 17～24, 30, 33～36, 38, 40～45, 47～66, 68～69, 73～112, 114～129, 133～136, 138, 143～150, 156～157, 159～167, 171, 174～176, 179～186, 189～190, 193, 195～209, 213～280, 283～385, 387～390, 394 (ただし、クヌギ林、コナラ林については木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする)	21, 303. 47 (17, 302. 49)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	特に、河岸浸食等により流木の発生の高危険性が高い森林については、次の森林の区域とする。  該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	205、255 上記林班の一部	27. 66
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ( )内は「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」との重複	10～41, 43～56, 58～67, 69, 74～79, 81, 83～88, 91～95, 98～128, 133～144, 146～156, 158, 161, 163～199, 204, 207～219, 225, 227～236, 238～241, 244～253, 258, 260～295, 297～301, 303, 306～309, 311～316, 318～363, 368～376	19, 483. 80 (17, 302. 49)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

※森林の区域の記載については、付属資料の宇佐市森林整備計画概要図に図示する。

【別表 2】

施業の方法	森林の区域（林班）	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	10, 17～24, 30, 33～36, 38, 40～45, 47～66, 68～69, 73～112, 114～129, 133～136, 138, 143～150,	21, 303. 47

		156～157, 159～167, 171, 174～176, 179～186, 189～190, 193, 195～209, 213～280, 283～385, 387～390, 394 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、木材の 生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林とする)	
長伐期施業を推進すべき 森林 (ただし、クヌギ林、コナ ラ林については、伐採時期 を勘案して、2割の短縮を する)		該当なし	
複層林施業 を推進すべ き森林	複層林施業 を推進すべ き森林(択伐 によるもの を除く)	255 上記林班の一部	17.96
	択伐による 複層林施業 を推進すべ き森林	205 上記林班の一部	9.70
特定広葉樹の育成を行う 森林施業を推進すべき森 林		該当なし	

### 3 その他必要な事項

上記の他、長伐期施業を推進すべき森林を【別表3】のとおりとする。

【別表3】

施業の方法	森林の区域(林班)	面積(ha)
長伐期施業を推進すべき 森林	16, 23, 27, 39, 42, 44, 45, 47, 48, 49, 50, 58, 60, 61, 63, 64, 72, 75, 76, 77, 90, 114, 127, 134, 137, 151, 152, 155, 158, 159, 162, 163, 164, 168, 169, 170, 176, 178, 179, 185, 206, 218, 222, 233, 235, 237, 253, 254, 255, 258, 263, 280, 287, 291, 292, 294, 299, 314, 326, 328, 336, 337, 339, 341, 343, 357, 361, 368, 369, 371, 372, 376, 379, 385, 393, 394 の一部	823.58

※【別表3】に定める長伐期を推進すべき森林は、当該林班の県民有林のうち、長伐期施業を行っている森林とする。

## 第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

長期の施業の受託、森林の経営の受託等により、森林の経営規模の拡大を図る。

## 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、森林所有者（不在村を含む）等へ長期の施業や森林の経営の委託を働きかけるとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対し森林の経営の受託等に必要な森林情報の提供や助言、あっせんなどを推進する。また、流域内の県、市、森林管理署、森林・林業・木材産業関係団体を構成員とする流域林業活性化協議会等を通じた合意形成を計画的かつ総合的に促進する。

## 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度については、長期の視点に立って安定的な権原に基づき継続的に森林経営を実施することが重要であるため、森林所有者との間で、立木竹の育成権原及び一部立木の処分権原、森林の保護や作業路網等に関する権原を委ねられている受委託とする。

## 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理制度を持続的に行う事をいう。）を森林所有者が自ら実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定し、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市が森林経営管理事業を実施することにより適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権・経営管理実施権の設定された森林または設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけ、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図る。また、市が森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じて保安林指定に向けた対応を行う。

## 第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者及び市、森林組合等による集落会議の開催を通じて合意形成を図り、森林施業の共同実施や一体として整備することが相当である森林については森林経営計画の策定を推進し、計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業共同化を促進するため、県、市、森林組合等の関係機関が一体となり、林業労働力の効率的運用とともに、施業の効率化、低コスト林業の推進を図り、森林所有者等に対しては指導・支援を強化し、森林施業の集团的・計画的な推進を図る。

併せて、今後、間伐等の適切な森林整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、あらかじめ必要な事項を明確にしておくこと。

また、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法を明確にしておくこと。

さらに、共同して森林施業を実施するものが先述の事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者の責務等を明確にし、森林施業の共同化の実効性を担保すること。

## 第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜、搬出方法に応じた路網密度の水準や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応する路網整備の水準は次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)	
		基幹路網 (林道等)	森林作業道
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	30 ~ 40	70 ~ 210
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	23 ~ 34	52 ~ 165
	架線系		2 ~ 41
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	16 ~ 26	35 ~ 124
	架線系		0 ~ 24
急峻地 (35° ~ )	架線系	5 ~ 15	—

### 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

設定については、幹線となる林道等の利用区域であること、地域の要請等を考慮し、急峻地や地質、土壌が脆弱な箇所は極力避けることとする。

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、次表のとおりとする。

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域一覧表

番号	団地名	団地面積(ha)	人工林面積(ha)	備考
1	屋根迫	77.9	54.8	林業専用道(規格相当)屋根迫線周辺
2	矢津	50.3	29.7	林業専用道(規格相当)矢津線周辺
3	城山	33.1	24.9	林業専用道(規格相当)城山線周辺
4	板場	11.4	11.4	林業専用道(規格相当)板場線周辺
5	下向	165.3	126.3	林業専用道(規格相当)下向線周辺

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知)を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設すること。

##### イ 基幹路網の整備計画

基幹路網については、大分県北部地域森林計画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画を次表に転記するとともに、概要図のとおりとする。

開設／拡張	種類	区分	位置(林班)	路線名	延長(m)	利用区域面積(ha)	うち前半5カ年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	304、305、312	下向線	4,000	66	○	①	
			369、370	村部水車線	2,860	121	○	②	
			327、336、337	海ヶ谷線	4,100	147	○	③	
			253、254	大藪線	2,500	158	○	④	
			360、361、362	山ノ口線	2,100	75	○	⑤	
			312、313、316	日平山線	1,500	75		⑥	
			60	和尚山線	2,000	100		⑦	
				7路線	19,060				
拡張(改良)	自動車道	林道	120、119、116、109	本谷線	3,530	171		⑧	
			301、316、314、315、311、327、336、337	烏帽子線	7,443	299	○	⑬	
			68、64、66、65	山本線	800	104	○	⑭	
			261、259	奥鍋線	1,918	357	○	⑮	

				4路線	13,691				
拡張（ 舗装）	自動 車道	林道	81、144	北口線	1,555	81		⑨	
			339、347、 348	東明治線	2,760	78		⑩	
			120、119、 116、109	本谷線	3,530	171		⑪	
			269	尾平線	840	37	○	⑫	
				4路線	8,685				

注1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。

2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。

3 林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。

4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。

6 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5ヵ年分の欄に○印を記載する。

7 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

8 区分、延長及び箇所数、及び利用区域面積の項目の記載は任意とする。

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

#### (2) 細部路網の整備に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定としており、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

また、伐出作業に必要な森林作業道等の開設にあたっては、林地荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないこと。

なお、森林作業道等の開設計画の安全確保を図るため、以下の事項に留意すること。

(ア) 土砂の崩壊や流出の防止と車両の安全走行を確保するため、事前踏査を十分に行い、適正な幅員、縦断勾配、線形とするとともに、切土、盛土を最小限とするよう配慮すること。

(イ) 森林作業道等の開設により発生した土砂等が、下方の公道や河川等へ流出するおそれがある場合は、防護柵等を設置するなど防止対策を行うこと。

(ウ) 高性能林業機械の作業ポイントは、地形等を考慮し、作業や林地残材の処理に必要な広さを確保できる平坦な場所に設置するとともに、路肩の崩壊を防止するため、必要に応じて、木材等を活用した盛土法面の補強に努めること。

##### イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

## 第9 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

長期にわたり持続的な経営を実現し、地域林業の中核となる森林組合等林業経営体の一体的かつ総合的な体質強化を図るため、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業の集約化等により事業を拡大し、経営基盤の強化と安定化を図る。

また、林業に従事する者の養成及び確保については、広域就労の促進、作業間断期の就労施設の整備等により、雇用の安定・長期化を図るとともに、社会保険等の加入等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進及び林業・林産業事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保を図り、林業従事者に対しては各種研修・講習等を受講できるよう態勢を整備し、技術の向上、各種技能の取得等を図り地域の中核的リーダーとして養成する。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

素材生産性の向上及び労働の軽減、安全性の向上を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、地形等地域の特性に対応した機械作業システムの導入を推進する。また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあつては、土地の形質の影響が少ないタワーヤーダなど架線集材等を採用し、災害の未然防止に努める。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐 倒 造 材 集 材	駅館川流域 (緩・中傾斜)	チェーンソー ハーベスタ 林内作業車	ハーベスタ ロングアームハーベスタ プロッセサ フォワーダ
	駅館川流域 (急傾斜)	チェーンソー 集材機	チェーンソー タワーヤーダ
造 林 保 育 等	地拵、下刈	チェーンソー 刈り払い機	グラップル 刈り払い機
	枝打ち	人力	自動枝打機

※1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係を確立するとともに、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制を整備する。令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組に努める。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が2012（平成24）年からスタートしていることから、未利用材や早生樹等新たな森林資源の安定的な供給に向けて、関係者による体制を整備していく。

木材利用については、公共建築物に加えて、民間建築物を含む建築物一般での更なる木材利用の促進に取り組む。

さらに、特用林産物の推進については、県を代表するしいたけを主要作目として、適地適作による産地形成、品質の向上、規格の統一、安定的需給体制の確立、経営の近代化と生産基盤の整備等を積極的に推進するとともに、需要に応じた特用林産物の新たな商品化等を行い、生産から流通・消費に至る総合的な振興を図る。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材所	院内	6,000m <sup>3</sup>	①				

※1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等の、流通施設については、原木市場、貯木場等の、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等の、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1から一連の番号を記載する。

#### 4 その他必要な事項

公共建築物等における木材の利用促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、大分県公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本指針に即し、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する市民の理解を深めるため、公共建築物等における木材の利用の促進を図る。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止について、大分北部地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ次のとおりとする。

##### （1）区域の設定

鳥獣害防止森林区域及び区域の対象とする鳥獣を【別表4】のとおりとする。

##### （2）鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するとともに、対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

## 2 その他必要な事項

当該区域内における被害防止対策の実施状況については、必要に応じて、鳥獣害対策関連事業、有害鳥獣捕獲許可等の関係書類などのほか植栽木の保護措置の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等により確認を行うものとする。

【別表 4】

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班）	面積（ha）
シカ	10～69、74～128、133～394	23,618.25

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

大分北部地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護等に関する事項及び関係する行政施策を踏まえ次のとおりとする。

### 1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツ枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害対策については、森林病虫害等防除法に基づく対策対象松林に応じた対策を図る。高度公益機能森林については、地上散布、伐倒駆除、樹幹注入等の防除を徹底するとともに、松林の健全化のための整備を推進することにより、その保全を図る。被害拡大防止森林については、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は、スギ、ヒノキ、クヌギ等他の樹種への計画的な転換を推進し、感染源の除去を図る。また、地区保全森林については、高度公益機能森林に準じた対策を図る。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策との連係を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

特に、シカによる森林被害については、スギ、ヒノキ等造林木への食害や角こすりによる樹皮剥皮等による致命的な被害を受けているため、防護ネットや防護資材等の設置を効果的に推進する。

また、近年、クヌギ等の萌芽の食害が増え、伐採後の天然更新が困難となるなど、将来的な椎茸原木林の資源不足が危惧されるため、伐採後の防護柵の設置等被害の未然防止、早期発見に努める。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、宇佐市火入れに関する条例における火入れの規定によること。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採すべき林分

森林の区域	備考
3林班（ぬ小班）、388林班（と小班）	4ha

#### (2) 荒廃竹林の整備

竹は、地下茎が伸びて繁殖・拡大をする。一度駆除しても繁殖源となる竹林が近隣に存在している場合は、地下茎はおよそ2m/年伸長し、時には6m/年伸長する場合もあるので、2～3年程度かけて次の施業を実施する。

竹林駆除の標準的な方法

施業区分	施業時期	施業方法
親竹の伐採	12月～2月頃	新竹（タケノコ）、ササ竹の大量発生を抑えるため、地下茎の成長休止期である冬場に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
新竹（タケノコ）の伐採	親竹の伐採後 7月頃	地下茎を弱らせるため、親竹の伐採後に発生した新竹（タケノコ）を初夏に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
ササ竹の刈払い	適宜	再び地下茎が活性化しないように、発生したササ竹を刈払う。
地下茎の拡大防止	適宜	地下茎の拡大防止を図るため、埋設資材などで深さ約1mの遮断層を設ける。ただし、竹の繁殖力は旺盛なので、遮断層の周りに新竹（タケノコ）が発生しないよう定期的な点検が必要である。

#### (3) その他必要な事項

森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の

造成等により病害虫、鳥獣害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める。

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

大分北部地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、美しい自然景観を持つ森林等保健機能の高い森林のうち、多様な樹種が賦存し、地域住民等が森林レクリエーションの場として活用しており、今後、施設整備が予定され入り込み数の増大が見込まれる区域とし、次表のとおりとする。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
205林班内	1731番地	27.66	5.52	20.99	0.28	0.00	0.87	
255林班内	485番地							

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

大分北部地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内における森林の施業の方法に関する指針に基づき、次表のとおりとする。

造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	保健機能森林における森林の施業については、森林保健機能の一層の増進を図るとともに、森林が有する諸機能の保全に配慮しつつ、次に掲げるような多様な施業を積極的に実施する。 ・択伐を原則とする。 ・伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。なお、植栽にあたっては出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。
造林	
植栽	
保育	

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### (1) 森林保健施設の整備

施設の整備にあたっては自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設整備を推進する。

なお、実施にあたっては次の点に配慮すること。

ア 景観等森林の状況、利用の見通し等に応じた施設の整備を行うこと。

イ 保健機能森林の四季を通じた利用に資するための施設の設置に努めること。

ウ 周辺地域の既存の施設との調和に配慮した整備を行うこと。

エ 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、林地の利用状況

に応じて施設の位置、規模等を適切に決定すること。

オ 周辺の森林との調和、地域の林業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図ること。

#### 森林保健施設の整備

施設の整備
整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設（管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等）

#### (2) 立木の期待平均樹高

対象森林を構成する立木が、標準伐期齢に達したときに期待される平均樹高を次表のとおり定める。

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	16 m	
ヒノキ	14 m	
クヌギ	6 m	
その他広葉樹	6 m	

#### 4 その他必要な事項

森林の巡視、施設の保守・点検、利用者の防火意識の啓発及び防火施設の整備、安全施設の設置等に努める。

### V その他森林の整備のために必要な事項

#### 1 森林経営計画の作成に関する事項

##### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第5の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は、経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

##### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
宇佐①	1 2 3 4 5 6 7 8 30 33 70 71 72 129 130 131 132	162.52
宇佐②	9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 31 32	932.33

宇佐③	34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 69	1,627.25
宇佐④	63 64 65 66 67 68 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83	915.61
宇佐⑤	84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108	1,650.43
宇佐⑥	109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128	998.59
院内①	133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 156 157 170 171	1,582.94
院内②	155 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 172 173 174 175 176 177 178 179	1,369.59
院内③	180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 210 211 212 213 214 215 216 217	1,529.43
院内④	218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245	1,627.19
院内⑤	229 230 231 232 246 247 248 249 250 259 260 261 262 263 264	815.35
院内⑥	195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 251 252 253 254 255 256 257 258	1,740.73
安心院①	265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294	1,964.70
安心院②	374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394	979.07
安心院③	295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319	1,886.93
安心院④	320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344	1,782.41
安心院⑤	345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373	2,251.83
合 計	林班数 394	23,816.90

## 2 住民参加による森林の整備に関する事項

山村地域の定住化を促進するため、農業等との連携を強化しつつ、地域に賦存する森林資源を総合的かつ有効的に活用する。

生活環境施設、用排水施設、健康増進施設、住民交流施設等の整備を促進するとともに、森林の総合利用の推進や地域及び都市部との情報交換の円滑化を図り、生活環境の保全と都市住民との交流に努める。

森林公園・保健増進施設等の環境整備に努める。また、森林所有者と企業等で森林整備に関する協定の締結等により、森林ボランティアや企業等による森林整備の参加を促進する。

また、緑の少年団の指定を受けている市内の小学生に対して、自然の大切さとふるさとへの

愛着を育むため、市内の公園等への植林を行うことで森林づくりへの参加を推進する。

### 3 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理事業を実施する場合にあっては、当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法や公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を行う。なお、当該事業の実施により対象森林が、効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

また、経営管理権を設定した森林については、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

### 4 その他の必要な事項

保安林、耶馬日田英彦山国定公園、名勝耶馬溪指定地、特別天然記念物オオサンショウウオ、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法をとること。